



鳥取県公報

平成 29 年 4 月 25 日 (火)
第 8 8 9 4 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	手数料の徴収事務の委託（2 件）（332・333）（消防防災課）・・・・・・・・・・ 2 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（334）（福祉監査指導課）・・・・・・・・ 2 手数料の徴収事務の委託（335）（医療政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 指定障害児通所支援事業者の指定の取消し（336）（東部福祉保健事務所）・・・・・・ 3 物品売払代金の徴収事務の委託（337）（生産振興課）・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 土地改良区の役員の就退任（338）（東部農林事務所）・・・・・・・・・・・・・・ 3 基本測量の終了（339）（県土総務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 公共測量の実施（340）（〃）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 土地改良区の役員の就退任（5 件）（341～345）（中部総合事務所農林局）・・・・・・ 4 土地改良区の役員の就退任（346）（西部総合事務所農林局）・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 人委告示	平成29年職種別民間給与実態調査付帯調査の実施 （2）（人事委員会事務局給与課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
◇ 調達公告	一般競争入札の実施（2 件）（教育委員会事務局教育環境課）・・・・・・・・・・ 10 落札者の決定（集中業務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16

告 示

鳥取県告示第332号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

鳥取県危険物保安協会連合会

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第333号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定に基づく工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施に係る手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同令第158条第2項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般社団法人鳥取県消防設備協会

2 委託期間

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療所

名 称 (氏 名)	所 在 地 (住 所)	廃 止 年 月 日
林整形外科	鳥取市津ノ井248-11	平成29年2月28日

鳥取県告示第335号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立歯科衛生専門学校における手数料の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

一般社団法人鳥取県歯科医師会

2 委託期間

平成29年4月3日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第336号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の23第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者の指定を取り消したので、同法第21条の5の24の規定により次のとおり告示する。

平成29年4月25日

鳥取県東部福祉保健事務所長 大 口 豊

名称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の名称	指定に係る障害児通所支援事業を行っていた事業所の所在地	障害児通所支援事業の種類	取消年月日
株式会社リライフ	鳥取市湖山町東四丁目61	L i t t l a	鳥取市湖山町東四丁目61	放課後等デイサービス	平成29年4月17日

鳥取県告示第337号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の徴収の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手
一般財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間
平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

鳥取県告示第338号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖山町下代土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県東部農林事務所長 宮 田 邦 夫

退任した役員の氏名及び住所

理事	星 見 強 司	鳥取市湖山町南一丁目880
〃	本 庄 米 治	鳥取市湖山町北六丁目304
〃	山 根 一 美	鳥取市湖山町北一丁目362
〃	星 見 互	鳥取市湖山町南一丁目108
〃	溝 口 義 人	鳥取市湖山町南一丁目246
〃	木 下 正	鳥取市湖山町北一丁目296
〃	小 泉 武 美	鳥取市湖山町北一丁目244
監事	中 瀬 和 広	鳥取市湖山町南一丁目169
〃	山 下 行 正	鳥取市湖山町南一丁目935
〃	大 西 修	鳥取市湖山町北一丁目649

平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事	中 瀬 和 広	鳥取市湖山町南一丁目169
〃	本 庄 米 治	鳥取市湖山町北六丁目304
〃	山 根 一 美	鳥取市湖山町北一丁目362
〃	星 見 互	鳥取市湖山町南一丁目108

〃	山 下 行 正	鳥取市湖山町南一丁目935
〃	山 本 新 吾	鳥取市湖山町北一丁目393
〃	小 泉 武 美	鳥取市湖山町北一丁目244
監 事	溝 口 義 人	鳥取市湖山町南一丁目246
〃	星 見 強 司	鳥取市湖山町南一丁目880
〃	大 西 修	鳥取市湖山町北一丁目649

平成29年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第339号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 基本測量（「電子国土基本図（地図情報）」及び「国土広域情報」修正測量）
- 2 作業地域 鳥取県内全域
- 3 終了年月日 平成29年3月31日

鳥取県告示第340号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、鳥取県西部総合事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 作業種類 公共測量（2級基準点測量）
- 2 作業期間 平成29年4月12日から同年5月25日まで
- 3 作業地域 西伯郡南部町阿賀

鳥取県告示第341号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり赤碕町土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 林 弘 美	東伯郡琴浦町大字赤碕47
〃	小 松 一 雄	東伯郡琴浦町大字赤碕779
〃	伊 藤 英 之	東伯郡琴浦町大字松谷369
〃	浅 田 義 彰	東伯郡琴浦町大字出上353-3
〃	前 田 智 章	東伯郡琴浦町大字出上15-31
〃	高 橋 廣 吉	東伯郡琴浦町大字勝田189
〃	足 立 康 一	東伯郡琴浦町大字太一垣388-2
〃	中 本 敏	東伯郡琴浦町大字竹内539
〃	来 家 茂 秋	東伯郡琴浦町大字竹内369
〃	高 力 典 正	東伯郡琴浦町大字高岡387-1
〃	福 元 一 男	東伯郡琴浦町大字篁津405
〃	秦 野 博 文	東伯郡琴浦町大字湯坂48

〃 石 賀 昭 一 東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃 中 村 文 雄 東伯郡琴浦町大字八幡455
〃 永 田 温 美 東伯郡琴浦町大字八幡1090
監 事 山 田 道 雄 東伯郡琴浦町大字西宮12-1
〃 入 江 徹 東伯郡琴浦町大字別所417-1
〃 川 上 喜八朗 東伯郡琴浦町大字高岡284

平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 林 弘 美 東伯郡琴浦町大字赤碕47
〃 小 松 一 雄 東伯郡琴浦町大字赤碕779
〃 伊 藤 英 之 東伯郡琴浦町大字松谷369
〃 浅 田 義 彰 東伯郡琴浦町大字出上353-3
〃 前 田 智 章 東伯郡琴浦町大字出上15-31
〃 足 立 達 雄 東伯郡琴浦町大字出上199-1
〃 足 立 康 一 東伯郡琴浦町大字太一垣388-2
〃 橋 井 操 東伯郡琴浦町大字竹内537-1
〃 石 賀 優 東伯郡琴浦町大字竹内294
〃 高 力 典 正 東伯郡琴浦町大字高岡387-1
〃 永 田 憲 男 東伯郡琴浦町大字籠津364
〃 秦 野 博 文 東伯郡琴浦町大字湯坂48
〃 石 賀 昭 一 東伯郡琴浦町大字尾張173-3
〃 中 村 文 雄 東伯郡琴浦町大字八幡455
〃 永 田 温 美 東伯郡琴浦町大字八幡1090
監 事 山 田 道 雄 東伯郡琴浦町大字西宮12-1
〃 入 江 徹 東伯郡琴浦町大字別所417-1
〃 岩 本 洋 士 東伯郡琴浦町大字高岡70

平成29年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第342号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり仙津土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事 土 井 繁 美 東伯郡湯梨浜町大字方地932
〃 伊 藤 博 史 東伯郡湯梨浜町大字方地992
〃 谷 口 憲 昭 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷183-4
〃 森 田 章 東伯郡湯梨浜町大字川上746-2
〃 遠 藤 勝 人 東伯郡湯梨浜町大字松崎592-17
〃 山 崎 俊 之 東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷91-7
監 事 山 下 征 夫 東伯郡湯梨浜町大字旭44
〃 中 山 一 男 東伯郡湯梨浜町大字別所140

平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	土 井 繁 美	東伯郡湯梨浜町大字方地932
〃	伊 藤 博 史	東伯郡湯梨浜町大字方地992
〃	谷 口 憲 昭	東伯郡湯梨浜町大字小鹿谷183- 4
〃	森 田 章	東伯郡湯梨浜町大字川上746- 2
〃	遠 藤 勝 人	東伯郡湯梨浜町大字松崎592- 17
〃	宇佐美 一 夫	東伯郡湯梨浜町大字中興寺244- 1
〃	前 田 秀 穂	東伯郡湯梨浜町大字門田345
監 事	山 下 征 夫	東伯郡湯梨浜町大字旭44
〃	森 田 隆 子	倉吉市上井町一丁目120

平成29年 4 月 1 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第343号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大原土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 4 月 25 日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	牧 野 和 義	倉吉市大原597
〃	山 本 浩	倉吉市大原625
〃	涌 嶋 勝 利	倉吉市栗尾231- 1
〃	生 部 治 己	倉吉市上余戸281
〃	山 崎 光 雄	倉吉市大原90
〃	村 上 雅 俊	倉吉市大原207- 1
〃	澤 静 男	倉吉市上余戸136- 1
〃	山 崎 昌 徳	倉吉市大原190
監 事	門 脇 愛 恭	倉吉市上余戸462- 1
〃	山 口 修 身	倉吉市大原238

平成29年 3 月 31 日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	牧 野 文 徳	倉吉市大原240
〃	牧 野 和 義	倉吉市大原597
〃	山 本 浩	倉吉市大原625
〃	涌 嶋 勝 利	倉吉市栗尾231- 1
〃	生 部 治 己	倉吉市上余戸281
〃	山 崎 光 雄	倉吉市大原90
〃	村 上 雅 俊	倉吉市大原207- 1
〃	澤 静 男	倉吉市上余戸136- 1
〃	山 崎 昌 徳	倉吉市大原190
監 事	門 脇 愛 恭	倉吉市上余戸462- 1
〃	山 口 修 身	倉吉市大原238

平成29年 4 月 1 日就任 任期 4 年

鳥取県告示第344号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり大倉土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年 4 月25日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	田 中 朝 久	東伯郡北栄町原1113
〃	宮 地 正 吾	東伯郡北栄町穂波262
〃	熊 谷 義 広	東伯郡北栄町瀬戸57- 1
〃	福 光 孝 行	東伯郡北栄町大島753
〃	福 光 永 義	東伯郡北栄町大島866- 2
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	山 本 勝 也	東伯郡北栄町亀谷591- 1
〃	山 崎 信 昭	東伯郡北栄町大島1041- 6
〃	伊 藤 公 一	倉吉市津原404- 1
〃	西 原 浩 樹	倉吉市谷396
〃	田 中 喜 昭	倉吉市鋤147
〃	石 川 博 巳	倉吉市尾原307
〃	松 井 進	倉吉市別所666- 2
〃	石 田 繁 幸	倉吉市別所489- 1
〃	天 野 哲 治	倉吉市穴沢60- 2
監 事	河 本 幹	東伯郡北栄町亀谷242
〃	河 野 宏 二	東伯郡北栄町穂波271
〃	美 田 克 彦	倉吉市津原669- 1

平成29年 3 月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 崎 信 昭	東伯郡北栄町大島1041- 6
〃	石 川 博 巳	倉吉市尾原307
〃	天 野 哲 治	倉吉市穴沢60- 2
〃	田 中 朝 久	東伯郡北栄町原1113
〃	河 野 宏 二	東伯郡北栄町穂波271
〃	石 田 繁 幸	倉吉市別所489- 1
〃	田 中 一 弘	東伯郡北栄町西穂波147
〃	福 光 孝 行	東伯郡北栄町大島753
〃	石 田 博 章	倉吉市別所310
〃	安 田 知 章	東伯郡北栄町大島754
〃	松 中 龍 二	東伯郡北栄町瀬戸35- 2
〃	西 原 浩 樹	倉吉市谷396
〃	伊 藤 孝 博	倉吉市津原710
〃	井 上 孝 博	倉吉市鋤271
〃	山 本 勝 也	東伯郡北栄町亀谷591- 1
監 事	美 田 克 彦	倉吉市津原669- 1
〃	遠 藤 仁	東伯郡北栄町亀谷236- 1
〃	有 山 次 郎	東伯郡北栄町穂波289

平成29年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第345号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり北条水系土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県中部総合事務所長 西 山 信 一

退任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
〃	徳 田 和 幸	倉吉市下古川17
〃	足 羽 徳 弘	倉吉市新田240
〃	大 上 哲 人	倉吉市穴窪231
〃	池 田 捷 昭	東伯郡北栄町江北810-1
〃	岡 野 員 行	東伯郡北栄町江北1702
〃	前 田 英 満	東伯郡北栄町国坂449
〃	井 上 浩	東伯郡北栄町国坂270
〃	岸 田 一 成	東伯郡北栄町土下175
〃	岩 垣 廣 忠	東伯郡北栄町米里582
〃	田 中 泰 昌	東伯郡北栄町弓原383
〃	前 田 茂 樹	東伯郡北栄町下神631
〃	実 光 辰 巳	東伯郡北栄町曲554
〃	永 田 恭 彦	東伯郡北栄町東園684-14
〃	山 崎 伸 二	東伯郡北栄町瀬戸66-1
〃	石 賀 和 英	東伯郡北栄町六尾498
〃	東 茂 紀	東伯郡北栄町原853
監 事	岸 田 佳 人	倉吉市古川沢246
〃	原 田 健	東伯郡北栄町松神829
〃	中 村 輝 夫	東伯郡北栄町西園1187

平成29年3月31日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	山 本 公 孝	倉吉市小田131
〃	南 條 康 博	倉吉市井手畑129
〃	足 羽 徳 弘	倉吉市新田240
〃	浅 倉 博 一	倉吉市大塚244
〃	生 田 輝 政	東伯郡北栄町江北625
〃	岡 野 員 行	東伯郡北栄町江北1702
〃	前 田 英 満	東伯郡北栄町国坂449
〃	青 亀 一 登	東伯郡北栄町国坂236
〃	岸 田 一 成	東伯郡北栄町土下175
〃	田 熊 公 男	東伯郡北栄町米里305
〃	濱 本 哲 三	東伯郡北栄町弓原617
〃	脇 坂 正 則	東伯郡北栄町下神687
〃	石 賀 文 夫	東伯郡北栄町曲680
〃	石 田 正 幸	東伯郡北栄町西園1057

〃 山 崎 伸 二 東伯郡北栄町瀬戸66-1
〃 稲 村 勝 男 東伯郡北栄町六尾502
〃 馬 壁 高 志 東伯郡北栄町原20-1
監 事 岸 田 佳 人 倉吉市古川沢246
〃 樋 口 和 夫 東伯郡北栄町松神721
〃 永 田 恭 彦 東伯郡北栄町東園684-14
平成29年4月1日就任 任期4年

鳥取県告示第346号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり米子市四ヶ村堰土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成29年4月25日

鳥取県西部総合事務所長 中 山 貴 雄

退任した役員の氏名及び住所

理 事 生 田 裕 宣 米子市兼久117
〃 遠 藤 晴 美 米子市兼久52
〃 齋 木 正 一 米子市石井824
〃 齋 木 悟 米子市石井758
〃 橋 谷 明 米子市奥谷467
〃 米 川 稔 米子市奥谷951-1
〃 山 本 栄 米子市日原459
〃 戸 田 悟 志 米子市日原488
監 事 高 田 勉 米子市兼久5
〃 生 田 知 明 米子市石井820
〃 佐 藤 信 彦 米子市石井318
〃 青 砥 茂 米子市日原421
平成29年4月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 遠 藤 晴 美 米子市兼久52
〃 高 田 学 米子市兼久106
〃 齋 木 悟 米子市石井758
〃 生 田 知 明 米子市石井820
〃 橋 谷 明 米子市奥谷467
〃 佐 藤 信 彦 米子市石井318
〃 戸 田 悟 志 米子市日原488
〃 青 砥 茂 米子市日原421
監 事 深 田 徳 久 米子市兼久54
〃 齋 木 廣 康 米子市石井810
〃 米 川 稔 米子市奥谷951-1
〃 田 村 博 定 米子市日原897-4
平成29年4月12日就任 任期4年

人 事 委 員 会 告 示

鳥取県人事委員会告示第 2 号

鳥取県統計調査条例（昭和25年鳥取県条例第7号）に基づく県統計調査の実施について、鳥取県統計調査条例施行規則（平成12年鳥取県規則第20号）第3条第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成29年4月25日

鳥取県人事委員会委員長 上 田 博 久

- 1 調査の名称
平成29年職種別民間給与実態調査付帯調査
- 2 調査の目的
的確に民間の勤務条件を把握し、適正な人事行政の推進に必要な資料を得ることを目的とする。
- 3 調査対象の範囲
県内の事業所で、企業規模が従業員50人以上であり、かつ、事業所規模が従業員50人以上のもの
- 4 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - (1) 報告を求める事項
 - ア 通勤手当の支給状況について
 - イ 不妊治療のための休暇制度について
 - (2) その基準となる期日
平成29年4月1日
- 5 報告を求める者
県内の事業所から、企業規模及び事業所規模並びに産業を勘案して無作為に抽出した140事業所
- 6 報告を求めるために用いる方法
鳥取県人事委員会事務局の職員が訪問し、調査票の内容について聴き取る方法で行う。
- 7 報告を求める期間
平成29年5月1日から同年8月31日まで
- 8 調査票情報の保存期間
5年間
- 9 結果の公表方法
鳥取県人事委員会のホームページにおいて公表する。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調達内容
 - (1) 借入物品の名称
県立学校（東部地区）で使用するデジタル印刷機
 - (2) 借入物品の仕様及び数量
入札説明書による。
 - (3) 借入期間
平成29年9月1日から平成34年8月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。
なお、平成34年8月については、次回更新するデジタル印刷機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設

置しない場合がある。

(4) 納入期限

平成29年 8 月 31 日 (木)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達に係る借入物品の 1 月当たりの賃借料（保守料等を含む。）並びに 1 月当たりのインク及びマスターの供給に要する一切の経費の合計額を入札金額とし、電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額にならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を提出していない又は当該業種区分の競争入札参加資格を申請していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年 5 月 9 日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年 4 月 25 日（火）から同年 6 月 12 日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成 7 年 7 月 17 日付 出第157号）第 3 条第 1 項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年 4 月 25 日（火）から同年 6 月 12 日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し（平成29年 4 月 25 日（火）以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（鳥取県から修理点検依頼があった場合に、原則として60分以内に作業の開始が可能なる者に限る。）であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 借入物品に関する仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年4月25日（火）から同年5月26日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年4月25日（火）から同年5月26日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年6月7日（水）午前11時から同月12日（月）正午までとする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月9日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年6月12日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年5月26日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にあつては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にあつては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に12を乗じて得た金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する

会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

- ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Digital printers to be leased:28 devices

(2) May 26, 2017 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 12, 2017 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 9, 2017 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7507

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称

県立学校（西部地区）で使用するデジタル印刷機

(2) 借入物品の仕様及び数量

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成29年9月1日から平成34年8月31日までとする。ただし、平成30年度以降において、本件公告に示した借入物品に係る予算が減額され、又は成立しなかった場合には、本件調達に係る契約の全部又は一部を解除できるものとする。

なお、平成34年8月については、次回更新するデジタル印刷機の搬入搬出の作業に伴い、期間満了まで設置しない場合がある。

(4) 納入期限

平成29年8月31日（木）

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札は、鳥取県物品電子調達システム（以下「電子調達システム」という。）による電子入札又は紙入札により行うので、入札者は、入札説明書に示す方法に従って計算した本件調達に係る借入物品の1月当たりの賃借料（保守料等を含む。）並びに1月当たりのインク及びマスターの供給に要する一切の経費の合計額を入札金額とし、電子入札書に入力し、又は入札書に記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、落札金額が契約金額にならないので注意すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年鳥取県告示第596号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有する者で、その業種区分が事務用機器の複写機・印刷機であること。

なお、本件調達の公告日現在において、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を提出していない又は当該業種区分の競争入札参加資格を申請していない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成29年5月9日（火）正午までに4の(3)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該書類の提出と同時に4の(3)の場所に必ず連絡すること。

(3) 平成29年4月25日（火）から同年6月12日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 平成29年4月25日（火）から同年6月12日（月）（再度入札を行う場合にあっては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 本件調達の公告に示した物品を自社で所有し（平成29年4月25日（火）以降に取得する場合を含む。）、納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを鳥取県の求めに応じて速やかに提供できるもの（鳥取県から修理点検依頼があった場合に、原則として60分以内に作業の開始が可能なる者に限る。）であること。

(6) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課契約担当

電話 0857-26-7431

電子メール b_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(2) 借入物品に関する仕様に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目271

鳥取県教育委員会事務局教育環境課

(3) 競争入札参加資格に関する申請書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課

電話 0857-26-7431

(4) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、平成29年4月25日（火）から同年5月26日（金）までの日にインターネットのホームページ（物品電子調達ウェブサイト（<http://www.pref.tottori.lg.jp/denshichotatsu/>））から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

平成29年4月25日（火）から同年5月26日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。ただし、最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

(5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(6) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札日時

平成29年6月7日（水）午前11時から同月12日（月）正午までとする。ただし、郵便等による入札書の受領期間は、同月9日（金）午後5時までとする。

イ 開札日時

平成29年6月12日（月）午後1時以降

ウ 場所

(1)に同じ

5 入札参加者に要求される事項

(1) 本件入札は、電子調達システムによる電子入札又は紙入札により行うものであること。

(2) 電子入札による場合は、電子調達システムの操作マニュアル記載の方法によること。

(3) 紙入札による場合は、入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(4) 本件入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す事前提出物を4の(1)の場所に平成29年5月26日（金）正午までに、次に示すところにより提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

ア 電子入札を希望する者にとっては、電子調達システムで提出すること。ただし、添付ファイルの容量等により全ての書類を電子調達システムで提出できない場合においては、入札説明書で指定するものを除き、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出することができる。

イ 紙入札を希望する者にとっては、郵便等又は持参の方法により4の(1)の場所に提出すること。

(5) 入札参加者は、(4)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額に100分の108を乗じて得た額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）に12を乗じて得た金額（以下「支払予定年額」という。）の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有する者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として支払予定年額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、国債、地方債及び会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号）第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) 電子証明書

本件入札において電子入札による場合は、5の(4)の書類を提出するときに電子証明書が必要である。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased : Digital printers to be leased:18 devices

(2) May 26, 2017 noon: Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) June 12, 2017 noon: Time-limit for submission of tenders

(June 9, 2017 5:00 PM: Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Environment Division, The Tottori Prefectural Board of Education 1-271 Higashi-machi Tottori-shi 680-8570 Japan

TEL : 0857-26-7507

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成29年4月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 調 達 件 名 及 び 数 量 東部（本庁）地区納入分 複合機（カラー、中速機）の賃貸借及び保守業務
18台
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成29年3月23日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社エコービジネス
鳥取市田島721
- 5 落 札 金 額 6,002,054円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成29年1月27日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課
及び所在地 鳥取市東町一丁目220